

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

ア 対象種

環境省又は和歌山県が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠＡ・ⅠＢ類又はⅡ類に該当する鳥獣とする。

イ 保護及び管理の考え方

必要に応じて鳥獣保護区の指定等を行い、種及び地域個体群の存続を図る。

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第2条第7項に基づき同法施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第3条で定める鳥獣とする。

イ 保護及び管理の考え方

適切な保護及び管理のため、種ごとの生息状況等の調査を行い、関係行政機関等と連携を図り、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況等の把握に努める。必要に応じ、捕獲も含めた、保護及び管理・被害防除対策を講じる。

(3) 外来鳥獣

ア 対象種

国内に過去又は現在における自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、国内に自然分布域を有しているが、過去又は現在の自然分布域を超えて国内の他地域から人為的に導入され、農林水産業又は生態系等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

イ 管理の考え方

生息状況、農林水産業及び生態系に係る被害状況等の把握に努め、農林水産業及び生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害防止目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）を推進して、被害の防止を図る。また自然分布域を超えて国内の他地域に人為的に野外導入されることがないように、適正飼養等の普及啓発に努める。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく特定外来生物は、必要に応じて防除実施計画を策定するなどし、その防除に努める。

(4) 指定管理鳥獣

ア 対象種

法第2条第5項に基づき環境大臣が定める鳥獣とする。

イ 管理の考え方

生息状況や被害状況等の把握に努め、地域個体群の存続に配慮しながら、必要な捕獲等を積極的に推進する。また、必要に応じて第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲数等の数値目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

(5) 一般鳥獣

ア 対象種

上記(1)～(4)以外の鳥獣をいう。

イ 保護及び管理の考え方

種ごとの調査等により生息状況等の把握に努め、必要に応じて、希少鳥獣又は狩猟鳥獣に準じた対策を検討する。

2 捕獲許可基準の設定に当たっての共通事項

捕獲許可に当たっては、法第9条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならないこととされている。その基準に係る共通事項は、次のとおりとする。なお、法においては、個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）のいずれも捕獲許可の対象者となることに留意する。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

ア 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれがある場合

ウ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがある場合

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがある場合

オ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは社寺境内及び墓地の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

カ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合（ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りではない。）

キ 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合（ただし、法第38条の2の規定による都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りではない。）

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付す。特に、住居と隣接した地域等において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合には、捕獲数の上限に関する適切な条件を付す。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなの使用に当たっての許可基準は、次のとおりとする。

なお、ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努める。

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可申請については、以下の構造に関する基準を満たすこと。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマやニホンカモシカの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができる。

(ア) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

ア) イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

イ) イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、輪の直径が12センチメートル以内、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

なお、安全確保の観点から締め付け防止金具が停止する際の輪の直径は約3センチメートルを目安とする。

(イ) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えず、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

また、安全確保や鳥獣保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定すること。

(ウ) ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限る。

イ 標識の装着に関する基準

法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間等を記載した標識の装着を行うこと。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等で猟具の大きさ等の理由により猟具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に、立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うこと。

(5) 鉛中毒の生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少鳥獣の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒の生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造・素材の装弾の使用又は捕獲個体の搬出の徹底を指導すること。

3 目的別の捕獲許可の基準

捕獲許可の基準は、以下のとおり目的別に定める。

なお、許可対象者の基準は、対象が法人である場合においては、その法人の従事者が以下の基準に適合すること。

3-1 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として、次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

捕獲の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
学術研究の目的	知事	研究の目的及び内容が下記の各号いずれにも該当するものであり、当該調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。 記 (注1)	研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭又は個)。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には適切な種類又は数(羽、頭又は個)。	1年以内	研究の目的を達成するために必要な区域。	下記の各号に掲げる条件に適合すること。 記 (注2)	鳥獣の捕獲等又は採取等の後の措置は、下記の各号に掲げる条件に適合すること。 記 (注3)	

(注1) 次の各号のいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

(イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、適正な全体計画の下で行われるものであること。

(エ) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

(注2) 次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法（以下「禁止猟法」という。）ではないこと。

(イ) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣で、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合はこの限りではない。

(注3) 次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。

(イ) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋め込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないもので、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

(ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

原則として、次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

捕獲の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
標識調査 （環境省足環を装着する場合）の目的	知事	国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）。	（注4）	1年以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	網、わな又は手捕。	鳥獣の捕獲等又は採取等の後の措置は、下記の条件に適合すること。 記 （注5）	

(注4) 標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

(注5) 足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

3-2 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

原則として次の基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が達成されるよう行われるものであること。

捕獲の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的	知事	国又は県の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者。	第一種特定鳥獣保護計画の目標達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）。	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間。	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域。	可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。		

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として、次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

捕獲の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	知事	国又は県の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護管理員、その他特に必要と認められる者。	必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。	1年以内	申請者の職務上必要な区域。	禁止猟法は認めない。		

- (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
原則として、次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

捕獲の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	知事	国又は県の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護管理員、その他特に必要と認められる者。	必要と認められる種類及び数（羽、頭又は個）。	1年以内	必要と認められる区域。	禁止猟法は認めない。		

3-3 鳥獣の管理を目的とする場合

- (1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的
鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（(1)において「被害」という。）の防止の目的の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可する基準とする。
許可は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められる場合に行う。
ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、積極的な捕獲を図る。

ア 許可基準

原則として、許可基準表（25～28ページ）のとおりとする。ただし、許可に当たっては以下に留意する。

- (ア) 許可申請者（許可基準表（25～28ページ）においては、許可対象者と記載）

原則として、許可申請者は、次の者とする。

- ア) 法人（法第9条の8に規定される国・地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者、その他環境大臣の定める法人（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等）
- イ) 自治会が選出した捕獲等又は採取等の従事者
申請書には被害地を含む地域の自治会（区を含む。以下「自治会」という。）の要望書（様式第1号）を添付すること。
- ウ) 農林業被害防止の目的で農林業者自らの事業地内において鳥獣を捕獲しようとする者
- エ) (イ)表Dに該当する者

- (イ) 捕獲作業に従事する者

従事する者（申請者が(ア)ア)の場合においては従事者のことを指し、(ア)イ)、ウ)及びエ)の場合においては申請者のことを指す。（以下「従事する者」という。）原則として従事する者は、次表に掲げる要件を満たし、免許の種類に応じて狩猟共済、ハンター保険又は施設損害賠償責任保険等加入により損害賠償能力を有すること。

許可申請者	従事する者	
	銃器を使用する猟法による場合	銃器以外の猟法による場合
A 法人 (国・地方公共団体 認定鳥獣捕獲事業者 、その他環境大臣の 定める法人) (ア)アの場合)	- 第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては第1種又は第2種銃猟免許を所持する者） - 過去2回以上本県の狩猟登録を受け、その期間を満了している者（以下、「銃猟経験者」という）であること。 ただし、今期の本県の狩猟者登録を受けている者、もしくは直前の狩猟期間においてその登録を受け、期間を満了している者は、銃猟経験者の指導の下で、安全に捕獲等を行うことを条件に従事する者として許可することができる。	- 網猟免許又はわな猟免許を所持する者 ただし、法人等が許可を受けた場合で従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができる。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲補助を行うこと。また、使用する猟具は、はこわな及び囲いわなを基本とする。 なお、当該免許を受けていない者には損害賠償保険等への加入を要件としないが、法人等が損害賠償能力を有すること。 - 過去1回以上、本県のわな猟もしくは網猟の狩猟者登録を受け、その期間を満了している者（以下、「わな猟等経験者」という。）であること。 ただし、以下の場合は上記を要件とせず、従事する者として許可することができる。 ①はこわなまたは囲いわなによる捕獲を条件とする場合 ②くくりわな又は網による捕獲であって、わな猟等経験者の指導（使用する猟法と同種の経験者に限る。）の下で、安全に捕獲等を行うことを条件とする場合

許可申請者	従事する者	
	銃器を使用する猟法による場合	銃器以外の猟法による場合
B 被害を受けた者又は被害を受けた者から依頼された者（原則として(ア)イ)に該当する場合)	- 第1種銃猟免許を所持する者 （空気銃を使用する場合にあっては第1種又は第2種銃猟免許を所持する者） - 銃猟経験者であること。 ただし、今期の本県の狩猟者登録を受けている者もしくは直前の狩猟期間においてその登録を受け、期間を満了している者は、銃猟経験者の指導の下で、安全に捕獲等を行うことを条件に従事する者として許可することができる	- 網猟免許又はわな猟免許を所持する者 - わな猟等経験者であること。 ただし、以下の場合には上記を要件とせず、従事する者として許可することができる。 ①はこわなまたは囲いわなによる捕獲を条件とする場合 ②くくりわな又は網による捕獲であって、わな猟等経験者の指導（使用する猟法と同種の経験者に限る。）の下で、安全に捕獲等を行うことを条件とする場合

許可申請者	従事する者（銃器以外の猟法による場合に限る）
C 農林業被害防止の目的で農林業者自らの事業地内において獣を捕獲しようとする者 （(ア)ウ)に該当する場合で、D②及び③の場合を除く）	- 網猟免許又はわな猟免許を所持する者 - わな猟等経験者であること。 なお、はこわなによる捕獲に限りわな猟免許所持者は、わな猟等経験者でなくとも従事する者として許可することができる。

許可申請者	従事する者（銃器以外の猟法による場合に限る）
D 以下の①から④に該当するものとする。	法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、許可することができる。 なお、損害賠償保険等への加入を要件としない。
① 垣、さくその他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内、倉庫及びビニールハウス等において被害を防止する目的で鳥獣を捕獲しようとする者及び被害を受けた者から依頼を受けた者	小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン等の鳥獣を捕獲しようとする場合に限る。
② 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで希少鳥獣が捕獲される可能性がある場合を除く。）で鳥獣を捕獲しようとする者	小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン等の鳥獣を捕獲しようとする場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合に限る。
③ 農林業被害の防止の目的で農林業者自らの事業地内において、獣を捕獲しようとする者	囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の獣を捕獲しようとする場合に限る。
④ 被害を防止する目的で、巣の撤去に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合で被害を受けた者及び被害を受けた者から依頼を受けた者	手捕り及びつき網による場合に限る。

(ウ) 従事する人員

人員は、被害状況、被害区域、鳥獣の種類、捕獲等又は採取等の方法を検討し、必要な人数とする。

(エ) 時期

ア) 捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある場合、その期間は避けるよう考慮する。

イ) 捕獲対象とする鳥獣の生態や加害時期等を考慮し、最も効果の上がる時期であり、地域の実情に応じ、安全に配慮した適切かつ必要な時期に実施する。

(オ) 期間並びに種類及び数

- ア) 期間並びに種類及び数は、地域における被害の規模、加害鳥獣の生態の状況等を考慮して決定する。また捕獲の状況を適正に把握できるよう考慮し、期間を設定する。
この際、捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数とする。
- イ) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、又は卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。
ただし、外来鳥獣に係る被害防止を目的とする場合は、この限りではない。

(カ) 区域

- ア) 被害の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害の発生地域及びその隣接地等を対象とし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。
- イ) 被害の状況により市町村界を越えて広域的に実施することが望ましい場合は、関係市町村長はあらかじめ捕獲等の方法等を協議した上で、同一申請者に対し許可日、許可期間、目的、方法及び対象鳥獣名等を統一し、各々の市町村区域内における許可区域及び許可対象鳥獣数を記載した許可証を発行することができる。
- ウ) 許可区域に国有林及び大学演習林等がある場合、申請者はその管理者と事前に協議すること。
- エ) 鳥獣保護区における捕獲許可は、鳥獣の管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努め、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮する。また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防止対策の重点的な実施とともに、第二種特定鳥獣管理計画の作成等により管理の推進を図ること。
- オ) 特定猟具（銃）使用禁止区域における被害防止目的での捕獲は、原則として銃を用いない方法で行う。ただし、やむを得ない場合に限り、特定猟具（銃）による鳥獣の捕獲を許可することができるが、この場合においては当該地域の周囲に監視者等を立てる等の安全対策をとるよう指導し、事故防止について万全を期すこと。

(キ) 方法

- ア) 捕獲等又は採取等の方法は、捕獲鳥獣及び被害の状況に応じ、従来の捕獲等又は採取等の実績を考慮した最も効果の上がる方法によるものとし、原則として、禁止猟法は許可しないこと。
- イ) 空気銃を使用した捕獲等は、対象鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りでない。
- ウ) 鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域にあっては、禁止された鉛製銃弾は使用しないこと。
- エ) 鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造、素材の装弾は使用しないよう努めること。
- オ) 捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害の発生の遠因を生じさせることのないよう指導すること。
- カ) 猟犬を使用する場合は、十分訓練されたものを用いること。

また、猟犬については、狂犬病予防法に基づき、登録・予防注射がされていることなど、関係法令を遵守し適切に管理されているものであること。

(ク) 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の2第1項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得ること。

許可基準表

許可権者	鳥獣名	許可基準							備考
		方法	区域	時期	期間	1人当り捕獲数	許可対象者	留意事項	
市町村長	スズメ ハシボソガラス ハシブトガラス ヒヨドリ カワラバト（ドバト） キジバト ムクドリ カワウ アオサギ ダイサギ コサギ	銃器 網 はこわな	当該市町村の区域	通 年	必要日数	必要数	許可基準 （ア） ア） ～ウ） のと おり	（ア） ウ） の 場合銃 の許可 はでき ない。	
	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ ハクビシン タイワンリス ヌートリア タヌキ アナグマ ノウサギ	銃器 はこわな 囲いわな くくりわ な （注１）	当該市町村の区域	通 年	必要日数	必要数	許可基準 （ア） ア） ～ウ） のと おり	（ア） ウ） の 場合銃 の許可 はでき ない。	

許可権者	鳥獣名	許可基準							備考
		方法	区域	時期	期間	1人当り捕獲数	許可対象者	留意事項	
市町村長	上記以外の鳥獣 (知事及び環境大臣権限を除く。)(注2)	銃器 はこわな 囲いわな	当該市町村 の区域	通 年	1ヶ月 以内	各2頭(羽) 以内	許可基準 (ア) ア) ～ウ) のと おり	(ア) ウ) の 場合銃 の許可 はでき ない。	
	航空機の安全の ため捕獲する鳥 獣	銃器	当該市町村 の区域	通 年	6ヶ月 以内	必要数	許可基準 (ア) ア) のとおり		
	鳥類の卵を採取等する場合 カルカモ、キシハト、カ ワラハト(トハト)、ス ズメ、ハシホソガラス、 ハシブトガラス、カワウ	原則として 手捕	当該市町村 の区域	通 年	1ヶ月 以内	必要数	許可基準 (ア) ア) ～ウ) のと おり	(ア) ウ) の 場合銃 の許可 はでき ない。	
	垣、さくその他これに類するも ので囲まれた住宅の敷地内、倉 庫及びビニールハウス等におい て被害を防止する目的でアライ グマ、ハクビシン等の鳥獣を捕 獲しようとする場合 (注3)	小型のはこ わな若しく はつき網又 は手捕	当該市町村 の区域	通 年	必要 日数	必要数	被害を受け た者及び被 害を受けた 者から依頼 を受けた者	捕獲した個体の 適切な処分がで きると認められ ること	ア(イ) 表D①の場合をいう

許可権者	鳥獣名	許可基準							備考
		方法	区域	時期	期間	1人当り捕獲数	許可対象者	留意事項	
市町村長	農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで希少鳥獣が捕獲される可能性がある場合を除く。）でアライグマ、ハクビシン等の鳥獣を捕獲しようとする場合（注3）	小型のはこわな若しくはつき網又は手捕	当該市町村の区域	通 年	必要日数	必要数	農林業者	捕獲した個体の適切な処分ができると認められ、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合に限る	ア（イ） 表D②の場合をいう
	被害を防止する目的で、巢の撤去に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合（注3）	原則として手捕又はつき網	当該市町村の区域	通 年	必要日数	必要数	被害を受けた者及び被害を受けた者から依頼を受けた者	捕獲した個体の適切な処分ができると認められること	ア（イ） 表D④の場合をいう
知事	ツキノワグマ	ツキノワグマ保護管理指針による							
	外来鳥獣	銃器はこわな 囲いわな	当該市町村の区域	通 年	必要日数	必要数	許可基準 （ア） ア） のとおり		
	上記以外の鳥獣 （市町村長及び環境大臣権限を除く。）	銃器はこわな 囲いわな	当該市町村の区域	通 年	1ヶ月以内	各2頭（羽）以内	許可基準 （ア） ア） のとおり		
	鳥類の卵等を採取する場合	原則として	当該市町村	通 年	1ヶ月	必要数	許可基準		

	(市町村長及び環境大臣権限を除く。)	手捕	の区域		以内		(ア) ア) のとおり		
--	--------------------	----	-----	--	----	--	----------------	--	--

(注1) イノシシ、ニホンジカを対象としたくくりわなによる捕獲については、輪の直径が12センチメートル以内、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

なお、安全確保の観点から締め付け防止金具が停止する際の輪の直径は約3センチメートルを目安とする。

ただし、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマやニホンカモシカの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、輪の直径が12センチメートル以内の制限はしない。

(注2) マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）、キジ、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、ニュウナイスズメ、ミヤマガラス、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種ツシマテンを除く。）、イタチ（オスに限る。）、チョウセンイタチ、ミンク、シマリス、ウソ、オナガ、ノヤギをいう。

(注3) 市町村長権限に係るものに限る。

※外来鳥獣に対する被害防止目的での捕獲は、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼしている当該鳥獣に対し行うものである。

※市町村長の許可に係るもので、上記基準によりがたい場合は、別途、関係市町村長は所轄の振興局長と協議する。

イ 鳥獣による被害発生予察

(ア) 予察に係る方針等

被害のおそれがある場合に実施する被害防止目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）については、市町村長の許可権限となっている鳥獣（地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。）を対象として、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可する。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

また、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害影響の発生地域、時期等の予察をし、捕獲等又は採取等の数の上限を設定するよう努める。

なお、被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等適切に対処する。

(イ) 予察表

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行う。

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
イノシシ	稲、果樹、野菜、豆類、茶、植林木、花木	←											→	県内全域	
ニホンジカ	稲、野菜、果樹、豆類、花木、茶、植林木、特用林産物	←											→	海南市、紀美野町、紀の川市、橋本市、伊都郡、有田郡、御坊市、日高郡、田辺市、西牟婁郡、新宮市、東牟婁郡	

加害鳥獣名	被害農林 水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
ニホンザル	稲、果樹、野菜、豆類、特 用林産物	←											→	海南市、紀美野町、橋本市、伊都郡、有田郡、御坊市、御坊市、日高郡、田辺市、西牟婁郡、新宮市、那智勝浦町、北山村、串本町(大島地区以外)、古座川町	
ノウサギ	果樹、野菜、花木、苗木、植 林木	←											→	紀の川市、有田川町、印南町、みなべ町、白浜町	
タヌキ	稲、野菜、果樹、豆類、家 屋	←											→	海南市、紀美野町、橋本市、高野町、有田市、広川町、御坊市、美浜町、印南町、日高川町、田辺市、白浜町、那智勝浦町、串本町、太地町	
アライグマ	稲、野菜、果樹、豆類、い も類	←											→	県内全域（北山村除く）	
アナグマ	野菜、果樹、豆類、家 屋	←											→	和歌山市、海南市、紀美野町、高野町、有田市、広川町、有田川町、御坊市、日高町、美浜町、印南町、田辺市、上富田町、太地町	

加害鳥獣名	被害農林 水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
ヒヨドリ	果樹、野菜、 豆類	←											→	海南市、岩出市、紀の川市、 有田市、有田郡、日高川町、 印南町、みなべ町、田辺市、 新宮市、太地町	
カラス (ハシブト、 ハシホリ)	稲、野菜、果 樹、苗木	←											→	紀美野町、岩出市、紀の川 市、橋本市、かつらぎ町、有 田市、湯浅町、広川町、有田 川町、御坊市、美浜町、由良 町、印南町、日高川町、田辺 市、西牟婁郡、新宮市、那智 勝浦町、串本町、太地町	
カワラバト (ドバト)	稲、果樹、野 菜、豆類	←											→	印南町	
キジバト	稲、果樹、野 菜、豆類			←					→					印南町	
カワウ	アユ、アマゴ	←											→	和歌山市、紀美野町、岩出 市、紀の川市、橋本市、かつ らぎ町、九度山町、有田市、 有田川町、御坊市、日高川 町、印南町、田辺市、白浜 町、新宮市、北山村、古座川 町	
スズメ	稲、野菜、果 樹	←											→	紀の川市、美浜町、印南町、 新宮市、古座川町、串本町	
ムクドリ	野菜、果樹	←											→	和歌山市、紀の川市、岩 出市	
サギ（アオ サギ、コサ ギ、ダイサ ギ）	アユ、アマゴ	←											→	和歌山市、紀美野町、橋本 市、かつらぎ町、九度山町、 有田市、有田川町、由良町	

ウ 鳥獣の適正管理の実施

(ア) 方針

農林水産物等への被害、生活環境や生態系への影響を及ぼし、又はそのおそれのある鳥獣の適正管理の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、捕獲等又は採取等の実施や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努める。

また、農林水産業の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所用の対策が講じられるよう努める。

さらに、人が排出する生ごみ等が、鳥獣による被害の誘因となっていることにかんがみ、被害の防止の観点から、生ごみ等の適正な処理や餌やり行為の防止についても必要な指導を行うとともに、鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め、関係方面への周知徹底を図る。

(イ) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
農作物・植林木に被害を与える野生鳥獣	令和4年度 ～ 令和8年度	防護柵設置に係る補助事業(市町村等補助)	農林水産省補助事業 (50～55%・定額補助) 林野庁補助事業 (68%補助) 県単独事業
イノシシ	令和4年度 ～ 令和8年度	第二種特定鳥獣管理計画に基づき被害対策及び個体数調整を行う。	
ニホンジカ	令和4年度 ～ 令和8年度	第二種特定鳥獣管理計画に基づき被害対策及び個体数調整を行う。	
ニホンザル	令和4年度 ～ 令和8年度	第二種特定鳥獣管理計画に基づき被害対策及び個体数調整を行う。	
ツキノワグマ	令和7年度 ～ 令和8年度	第二種特定鳥獣管理計画に基づき被害対策及び個体数調整を行う。	
ニホンカモシカ	令和4年度 ～ 令和8年度	生息・食害調査 保護地域を対象に実施 高野町・かつらぎ町・有田川町・田辺市・古座川町・新宮市	文化庁補助事業 (2/3補助)

エ 捕獲体制の整備等

(ア) 方針

鳥獣の捕獲を円滑に行い、捕獲等又は採取等の効果を高めるため、必要に応じ捕獲隊（被害防止目的での捕獲を目的として編成された隊をいう。）を置き、加害鳥獣ごとに編成し、効果的な捕獲等又は採取等の実施を行う。また、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に係る法律（平成19年法律第134号）の規定による隊をいう。）との連携を図るように努める。

また、ア(ア)イ)に規定する自治会が選出した捕獲等又は採取等に従事する者が連名で申請する場合においても、エに規定する内容に準じ、捕獲体制を整備等する。この場合において、「市町村単位」とあるのは「自治体単位」と、「従事者証」とあるのは「許可証」と、「法第9条第8項」とあるのは「法第9条第7項」とそれぞれ読み替える。

なお、イノシシ、ニホンジカ等、著しく被害を及ぼす鳥獣で、その生活圏の広域なものの捕獲については、関係市町村が捕獲日を一斉にする等の捕獲等又は採取等の方法を検討し、効果的な捕獲等又は採取等が行われるようにする。

また、毎年同一場所が鳥獣による被害を受ける地域のある場合は、年間の捕獲等又は採取等に係る計画を様式第2号により作成する。

(イ) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

対象鳥獣名	対 象 地 域	備 考
イ(イ)に掲げる鳥獣	被害発生市町村	

(ウ) 指導事項の概要

ア) 捕獲隊編成にあたっての指導

- 加害鳥獣別に捕獲隊を編成し、従事する者には加害鳥獣を専門に狩猟する者を選び捕獲等又は採取等の効果を高める。
- 捕獲隊一隊の人員は、概ね10人とし捕獲隊長を定める。
- 従事する者には、捕獲等又は採取等の技術の優れた者、捕獲等又は採取等のための出動が可能な者等を隊員として編成する。
- 従事する者は、ア(イ)に掲げる基準に該当する者であること。
- 従事する者本人の同意を必ず得たものであること。
- 被害防止目的での鳥獣捕獲出動計画を様式第3号により作成すること。

- g 許可に当たっては、従事者証に様式第 4 号の被害防止目的での鳥獣捕獲従事者遵守事項を添えて交付し、適正な捕獲等又は採取等に努めるよう指導する。

イ) 事故防止

- a 捕獲等又は採取等の実施に当たっては、事前に関係地域住民等への周知を図る。
- b 捕獲隊長は、従事する者と捕獲等又は採取等の実施方法及び隊員の配置等について事前に十分打ち合わせを行い、事故防止に万全を期する。
- c 錯誤捕獲等、錯誤採取等及び事故の発生防止については万全の対策を講じる。
- d 万一事故が生じた場合は、速やかに関係機関に通知する。

ウ) 従事者証の交付を受けていない者が従事者証の交付を受けた者に代わって捕獲に従事することはできないので、この場合は法第9条第8項の規定に基づき、新たに従事する者の従事者証の交付を受けるよう指導する。

オ 報告

(ア) 法違反又は事故報告

市町村権限に係る許可について、市町村長は、従事する者が法に違反した場合又は捕獲等若しくは採取等に際し事故が生じた場合は、遅滞なく振興局長に報告する。

(イ) 鳥獣捕獲許可（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等）に関する報告

市町村長は、鳥獣捕獲に関する許可の状況（鳥獣別の許可件数、従事者数、許可期間等）及び捕獲に関する情報（捕獲場所、鳥獣種別の捕獲数等の法令に基づく情報や必要に応じて、捕獲年月日、捕獲個体の性別、幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、目撃数等の情報等）を適切に把握・管理し、県の求めに応じて、振興局を通じて、本庁担当課室長に報告するものとする。

(ウ) 被害届提出者に対する報告

被害届に基づく被害防止目的での捕獲については、申請者は、捕獲終了後速やかに、被害届出者に対し、被害防止目的での鳥獣捕獲報告書（様式第5号）により捕獲状況等を報告する。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

第二種特定鳥獣管理計画（鳥獣の数の調整）を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、第二種特定鳥獣管理計画の目的が適正に達成されるよう行われること。

捕獲の 目的	許可 権者	許 可 基 準						備 考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	知事	A 地方公共団体、農業協同組合等（第四3-3(1)ア(7)ア)に該当するもの) B 捕獲等の従事者 捕獲実施者は、必要な人数とする。	第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭又は個）。	第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成を図るために必要かつ適切な期間。 （注1）	第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域。	（注2）	左に掲げる許可基準によるほか、第二種特定鳥獣管理計画の目的が適正に達成されるよう行われること。	従事者については、第四3-3(1)ア(イ)の要件に準じて取り扱う。

（注1）捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応すること。

（注2）原則として法第36条で禁止されている捕獲等又は採取等の手段は用いることができないが、従来の捕獲等又は採取等の実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ、安全性の確保が可能なものであって、鳥獣保護管理法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものにあっては、この限りではない。

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

なお、法第15条第1項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないこと。また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の銃弾は使用しないよう努めること。

3-4 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

捕獲の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
博物館、動物園、その他これに類する施設における展示の目的	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。	展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭又は個)。	6ヶ月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。		
愛玩のための飼養の目的 (原則として認めないこととし、県知事が特別の事由(※)があると認める場合に限る。)	知事	自ら飼養しようとする者(当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。)又はこれらの者から依頼を受けた者(県内に住所を有する者に限る。)	メジロに限る。数は1世帯当たり1羽。	繁殖期間中(4月、5月及び6月中)は認めない。捕獲許可日より1ヶ月以内とする。	県内の1市町村の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。)	禁止猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められる場合はこの限りでない。	鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれのないよう適切な条件を付すこと。	愛玩のための飼養を目的とする捕獲については、廃止を含めて検討されることから、申請者に対して今後の検討方向の周知に努める。

※ 野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である場合等をいう。

捕獲の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者 (県内に住所を有する者に限る。)	人工養殖が可能と認められる種類で必要な数(羽又は個)とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。	6ヶ月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	網、わな又は手捕。		
鵜飼漁業への利用の目的	知事	鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。	ウミウに限る。鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数(羽又は個)。	6ヶ月以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	手捕又はとりもち。		

捕獲の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	知事	祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数（羽、頭又は個）とする。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣する（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く）。	30日以内	規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。	禁止猟法は認めない。		
上記に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的	知事	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断する。						

4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

(1) 捕獲許可した者への指導

ア 適正捕獲の証明

捕獲等又は採取等を実施するときは、許可証又は従事者証を携帯させるとともに、必要に応じて許可権者が貸与する腕章を装着させる。

イ 捕獲等又は採取等の立会

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、必要に応じて鳥獣行政担当職員又は鳥獣保護管理員が立ち会う等により、捕獲等又は採取等が適正に実施されるよう対処する。また、必要に応じて捕獲等又は採取等の依頼者にも立会を要請する。

ウ 捕獲物又は採取物の処理等

(ア) 捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は、法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して周知を図ること。

(イ) 捕獲物又は採取物については、鉛中毒事故、伝染病の流布等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰り適切に処理することとし、やむを得ない場合は、生態系に影響を与えないような適正な方法で埋設することにより、山野に放置することのないよう適切に処置すること（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。

(ウ) 捕獲物又は採取物については、捕獲等又は採取等の目的に照らして適正に処理し、野生鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用すること。なお、捕獲した個体を生きたまま譲渡しようとする場合は、飼養の登録を受ける必要があるので、手続きをとるよう指導すること（狩猟鳥獣を除く）。

(エ) 捕獲物又は採取物は、違法なものと誤認されないようにすること。

(オ) 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によること。

(カ) 錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図ること。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切でないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応すること。

エ 法人に対する鳥獣捕獲許可

法人が許可を受ける場合、その法人は、雇用等により当該法人の職員以外の者に当該捕獲に従事させる場合には、必要に応じて容易に捕獲に従事できるものを選任し、様式第6号の捕獲等事業指示書を従事者に交付するとともに、様式第7号の従事者台帳を整備するよう指導すること。

オ 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、危険の予防のため、実施者に次の事項について指導すること。

- (ア) 事前に関係地域住民等への周知を図ること。
- (イ) 錯誤捕獲等、錯誤採取等及び事故の発生防止については万全の対策を講じること。
- (ウ) 万一事故が生じた場合は、速やかに関係機関に通知すること。
- (エ) 許可期間終了後又は捕獲頭数等が許可数に達した場合は、猟具の撤去を確実に行わせること。

カ 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマやニホンカモシカの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマやニホンカモシカの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマやニホンカモシカの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制等の整備に努めるよう指導すること。

キ 捕獲等又は採取等の情報の収集

- (ア) 捕獲許可を受けた者は、鳥獣保護管理法第9条第4項の規定により定められた有効期間が満了したとき、鳥獣保護管理法第10条第2項の規定により許可が取り消されたとき又は法第87条の規定により許可が失効したときは、許可証又は従事者証を30日以内に返納すること。

- (イ) 許可を受けた者は、許可証を返納する際には、捕獲等又は採取等をした場所、捕獲数又は採取数及び捕獲物又は採取物の処置の概要等についての報告を行うこと。

- (ウ) 鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため必要と認める場合には、許可を受けた者に対し、捕獲地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物の措置等についての更に詳細な報告を求めること。また、必要に応じ写真又はサンプルを添付させること。

5 許可権限の市町村長への委譲

本県では、被害に対する迅速な対応と市町村の役割強化を図るため、県知事の行う事務のうち、次の事務に係る許可権限を市町村長に委譲している。（和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）第2条参照。）

各市町村においては、関係法令及び本計画に基づき、適切に許可事務を行い、許可状況や捕獲にかかる情報を適切に把握し、管理・保管すること。

- (1) 被害防止目的での捕獲において、次に掲げる鳥獣等に係る捕獲及び採取許可等
 - ア 狩猟鳥獣（ツキノワグマを除く。）、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース及びノヤギ（かすみ網を使用する方法以外の猟法に限る。）
 - イ 飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣（かすみ網を使用する方法以外の猟法に限る。）
 - ウ カルガモ、キジバト、カワラバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス及びカワウの卵
- (2) 被害防止目的での捕獲において、鳥獣の捕獲許可等（(1)の許可に係るものを除く。）に係る知事に提出すべき申請書の受理
- (3) 鳥獣の飼養登録等
- (4) 法第75条第1項の規定による報告の徴収（(1)の許可に係るものに限る。）及び同項の規定により知事に対して行うべき報告の受理（(2)の許可に係るものに限る。）

6 鳥類の飼養登録

- (1) 方針
 - 鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意するとともに、違法捕獲の取締り及び飼養登録の適正指導を実施し、鳥類の飼養の適正化を図る。
- (2) 飼養適正化のための指導内容
 - ア 適正な飼養について、広報等により啓発を図る。
 - イ 鳥類飼養登録票の発行の際、個体管理のための足環を装着する。
 - ウ 適正な飼養指導のため、鳥獣保護管理員等による巡回を行う。
 - エ 違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適切な管理に努める。
- (3) 鳥類飼養登録基準
 - 鳥類飼養登録票は、次の各号のすべてに該当するものに交付する。
 - ア 飼養登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行う。
 - イ 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等に関する高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。

ウ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみ行う。

エ 愛玩のための飼養の場合、同一世帯内に飼育している者（法第20条の規定に基づき鳥類を譲受け又は引き受けをした者を含む。）がないこと。

7 販売禁止鳥獣等

(1) 方針

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア、イのいずれにも該当する場合に許可する。

ア 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのないこと。

(2) 販売許可条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等とする。